

生協労連大学生協東京地区統一労働組合同規約

第一章 総則

第1条 (名称および所在地)

この組合は、生協労連大学生協東京地区統一労働組合同といい、略称を東京統一労組とする。この組合は、事務所を東京都杉並区和田3-30-22大学生協杉並会館施設内に置く。

第2条 (上部団体)

この組合は、全国生協労働組合連合会(生協労連)に加盟し、その他上部団体に関する詳細については別に定める。

第二章 目的及び事業

第3条 (目的)

この組合は、組合員の団結をもとに、組合員の経済的・社会的・政治的・文化的地位の向上と、生活協同組合の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

この組合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、組合員の生活向上、労働条件および福利厚生改善につとめる。
- 2、組合員の教育・研修を行い、労働者としての必要な知識・教養を高める。
- 3、組合の組織拡大・強化につとめる。
- 4、労働者の地位向上をめざし、諸団体との協力提携をはかる。
- 5、文化・レクリエーション活動を行い、組合員相互の親睦を深める。
- 6、その他、目的の達成のために必要な事業の実施。

第三章 組合員

第5条 (組合員)

この組合は、大学生協事業連合に加盟する東京地区の大学生生活協同組合、大学生協事業連合広域本部及び東京地区、全国大学生生活協同組合連合会、全国大学生協共済生活協同組合連合会およびこれと直接関連する事業に働く労働者、またはこれに準ずる者が大会が加盟を認めた者、その他上部団体、友誼団体などの役員で大会が加盟を認めた者をもって構成する。ただし、労働組合法第2条但し書き第1号に指定されるものと組合が認めた者、および組合が決めた者については組合に加入することはできない。

第6条 (ユニオンショップ)

規約第5条により組合員としての資格を有する者であって、別に締結する労使協定に定める者は、すべて組合員とならなければならない。

②組合員となる日は、組合員としての資格を有するに至った日とする。

第7条 (加入および脱退)

この組合に加入しようとする者は、所定の申し込み書に必要事項を記入し、中央執行委員長に提出しなければならない。

②この組合を脱退しようとする者は、その理由を明記した脱退届を中央執行委員長に提出しなければならない。中央執行委員長は、手続きを1ヶ月以上放置してはならない。ただし、組合に債務を有する場合は、その履行後でなければ脱退届を出すことはできない。

第8条 (資格喪失)

組合員は、次の場合資格を失う。

- 1、 第7条により脱退した場合。
- 2、 第5条の組合員の資格に該当しなくなった場合、ただし書きに該当した場合。ただし、組合員の解雇者で中央執行委員会が認めた場合は組合員の資格を奪われない。
- 3、 除名されたとき。

第9条 (平等の原則)

組合員は、その労働組合のすべての問題に参加する権利及び均等の取扱を受ける権利を持ち、何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われない。

第10条 (権利)

組合員は、組合のすべての問題に参加する権利及び均等の取り扱いを受ける権利を有する。

②組合員は、次の権利を持つ。

- 1、 組合事業によって得たすべての利益を平等に受ける権利。
- 2、 組合の運営に参加し、機関手続きを経て自由に発言、議決する権利。
- 3、 会計、議事録、その他組合員に関するあらゆる書類を閲覧する権利。
- 4、 本規約にもとづいておこなわれた制裁に対して弁明し提訴する権利。
- 5、 その他規約にもとづいて組合運営上のすべての問題に参加する権利。

第11条 (義務)

組合員は、次の義務がある。

- 1、 この規約を守り、この規約の目的を達成するために努力すること。
- 2、 規約にもとづいておこなわれた機関の決定を守ること。
- 3、 定められた組合費、その他を納めること。

第12条 (表彰・懲罰)

組合員でとくに組合に貢献し功労のあった者に対しては、大会の議により表彰することができる。

②組合員が、規約・決議に違反したとき、または組合の名誉を毀損し、または組合に重大な損害を与えたときは、全代議員の過半数の議決によって決定し、懲罰に付することができる。懲罰は警告・権利停止・除名の3種類とする。

③前項の場合において、組合は大会の15日前までに、制裁しようとする組合員にその旨を通知し、かつ大会において弁明をする機会を与えなければならない。組合員または全代議員の3分の1以上が、制裁の再審査を請求したときは、大会において再審査を行う。

第四章 組織

第13条 (機関)

組合には、次の機関をおく。

- 1、 大会
- 2、 中央執行委員会
- 3、 選挙管理委員
- 4、 支部
- 5、 分会(班)

第四章の二 大会

第14条 (大会)

大会は、組合の最高意思決定機関であって、組合員の直接無記名投票で選ばれた代議員と中央執行委員で構成する。ただし、中央執行委員は議決権を持たない。

第15条 (代議員の選出)

代議員の選出は、大会公示の日の属する月の前々月の賃金締切日における組合員名簿に基づき、組合員数10人につき1人の代議員を、支部毎に決定する。

- ②第1項に定める組合員人数に10人未満の端数がある場合においては、すべて10人の単位に繰り上げるものとする。
- ③中央役員は、代議員となることができない。
- ④代議員は、各支部を構成する組合員の直接無記名投票により選出する。

第16条 (大会の招集)

定期大会は、会計年度終了後3ヶ月以内に中央執行委員長が招集する。

- ②中央執行委員会が必要と認めたとき、臨時大会を招集できる。
- ③中央執行委員会は、組合員の3分の1以上の要求があったときは、1ヶ月以内に臨時大会を招集しなければならない。

第17条 (大会の予告)

大会を招集するとき、中央執行委員会は開催日の1週間前までに、日時、場所、議案を通知しなければならない。ただし、やむを得ず緊急の場合はこの限りではない。

第18条 (委任状)

委任状は大会出席代議員につき1名分までとし、委任を受けた出席代議員は自らの議決権の他に、委任者本人として議決権を行使できる。

第19条 (書面による議決権の行使)

自然災害や感染症の拡大で代議員が大会に実出席することが難しい場合は、中央執行委員会の決定により、書面により議決権を行使することができる。

- ②書面による議決権の行使を行う場合は、書面議決書に代議員本人の署名又は記名押印し、議案ごとに賛成、反対、保留を示したものを、大会の採決開始までに大会事務局に提出する。
- ③以下の場合は無効とする
 - 1、 所定の用紙を用いなかったもの
 - 2、 賛成・反対・保留のいずれかを確認しがたいもの

第20条 (大会の成立)

大会は、委任状、書面議決書を含めて全代議員の過半数の出席により成立する。

第21条 (大会の議長)

大会の議長は、出席代議員のなかから若干名を選出する。

- ②議長は、規約にもとづいて大会の議事進行と議決に責任を負う。
- ③議長は、可否同数の場合を除き議決権をもたない。ただし、採決時に議事進行をおこなっていない議長は議決権を持つ。

第22条 (大会役員)

大会を運営するに当たり、次の委員を代議員より選出する。

- 1、 資格審査委員 (1名)
- 2、 書記 (1名)

第23条 (大会付議事項)

次の事項は大会で決定しなければならない。

- 1、 活動方針および運動方針
- 2、 決算と予算
- 3、 中央役員選挙と中央役員の解任
- 4、 同盟罷業（ストライキ）
- 5、 組合員の除名および権利停止
- 6、 規約の改廃
- 7、 その他の重要な事項
- 8、 組合の合同
- 9、 組合の解散
- 10、 上部団体への加入脱退
- 11、 上部団体大会代議員の選出

第24条（大会の議決）

大会の議決は、全代議員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長がこれを決める。

②第23条3項の「中央役員選挙」の詳細は、第27条による。

③ただし、第23条の第6、8、9項の議事については、全代議員の4分の3以上の議決によって決める。

第四章の三 中央執行委員会及び中央役員

第25条（中央執行委員会の任務と構成）

中央執行委員会は、組合の執行機関で、大会の議決事項を執行するほか、緊急事項を処理する。

②中央執行委員会は、中央役員（会計監査委員を除く）で構成し、月1回定例会議を開くほか、中央執行委員会が必要と認めた場合は随時ひらくことができる。

③中央執行委員会は、前項②以外にも中央執行委員の3分の1以上の開催請求があった場合には、臨時に会議を招集しなければならない。

④中央執行委員会は、委任状を含めて過半数の出席で成立する。

⑤中央執行委員会は、組合を代表して団体交渉権をもつ。

第26条（中央役員）

この組合には次の中央役員をおく。なお2、4は支部を選出区とし、定数は、中央執行委員会が決定する。

- | | | | |
|-------------|----------|-----------|----------|
| 1、 中央執行委員長 | 1名 | 4、 中央執行委員 | 各支部から若干名 |
| 2、 副中央執行委員長 | 各支部から若干名 | 5、 会計監査委員 | 2名 |
| 3、 書記長 | 1名 | 6、 書記次長 | 1名 |

第27条（中央役員選挙）

中央役員は、立候補制とする。

②選挙管理委員会は、選挙の14日前までに、中央執行委員会が決定した定数、立候補締切日を組合員に公示する。

③代議員の直接無記名投票により選挙し選出する。

④当選の確定は、上位より定数までのものを当選とする。当選決定者が定数に満たない場合は当選決定以外の候補者について再度投票する。

⑤立候補者が定数を超えない役職については、一人ひとりについて信任投票を行い、全代議員の過半数をもって信任を得たものとする。

⑥次のものは無効投票とする。正規の用紙でないもの。指定の記入方法以外のもの。定数を超えた人数を記入したもの。被選挙人以外の名前を記入したもの。被選挙人が特定できないもの。

⑦開票は、立会人の立会いの下で選挙後に速やかにおこなう。

第28条 (中央役員の任務)

中央役員の主な任務は、次のとおりとする。

- 1、 中央執行委員長はこの組合を代表し、中央執行委員会の決議に従って組合業務を統括する。
- 2、 副中央執行委員長は、中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故あるときは、その任務を代行する。
- 3、 書記長、書記次長は、組合の日常業務を担当する。
- 4、 中央執行委員は、中央執行委員会を構成し組合の日常活動を遂行する。
- 5、 会計監査委員は、組合財産の管理と金銭出納の適否を監査し、その結果を大会に報告する。

第29条 (中央役員の任期)

中央役員の任期は、定期大会から翌年の定期大会までの1年とする。ただし、中央役員の再選を妨げない。

第30条 (中央役員の退任)

副中央執行委員長と中央執行委員が選出された選出区の支部に在籍しなくなった場合、中央役員を退任する。

第31条 (中央役員の欠員補充)

中央役員に欠員が生じた場合は、原則として第26条に基づき補充選挙を行う。この場合の任期は、前任者の残りの期間とする。

第32条 (中央役員の解任)

中央役員は、正当な理由なく解任することはできない。中央役員の任期中の解任は、全代議員の過半数の議決による決定を必要とする。

第四章の四 選挙管理委員会

第33条 (中央選挙管理委員会の任務)

中央選挙管理委員会は、大会での選挙および全員投票に関するいっさいの職務を行う。その詳細は、選挙投票管理規定に別途定める。

第34条 (中央選挙管理委員の任命)

中央選挙管理委員は、中央執行委員会が推薦し、定期大会で承認を得ることとする。

第35条 (中央選挙管理委員の定数および任期)

中央選挙管理委員は2名とし、任期は定期大会から翌年の定期大会までの1年間とし、欠員が生じた場合は、中央執行委員会で確認の上で指名することとする。

第36条 (支部選挙管理委員の任命・定数・および任期)

支部選挙管理委員は、支部委員会が推薦し、支部大会で承認を得る。なお、定数および任期は、第33条に準ずる。

第四章の五 支部

第37条 (定義)

第13条に基づき支部を設置する。支部とは、分会をその地域等に基づき分類、集合させた組織単位をいう。

②支部編成の詳細については、中央執行委員会が決定し、大会に報告する。

第38条（役割）

支部は、組合方針に基づく活動を促進し分会の交流を図るとともに、中央執行委員会の決定および支部、分会での問題について討議し、中央執行委員会への意見反映とあわせて分会への援助を行う。

第39条（支部大会）

支部大会は、年1回以上開催することとする。

②次の事項は支部大会で議決することとする。

- 1、 支部決算と予算
- 2、 支部役員選挙と支部役員の解任
- 3、 その他の重要な事項

③支部大会は、実出席および組合員の委任状および書面議決書を含む過半数の出席により成立する。

④支部大会の議決は、実出席および委任出席および書面議決書を含む過半数をもって行い、可否同数のときは議長がこれを決める。

⑤支部大会の招集、予告、委任状、議長、選挙管理委員会については、第16条から第19条、第21条、第22条、および第33条から第35条に準ずる。ただし、中央執行委員長は支部委員長、中央執行委員会は支部委員会、代議員は組合員に読み替える。

⑥組合は、支部大会の決定を尊重する。ただし、支部大会の決定が組合の機関決定と異なる場合は、組合の決定が優先する。

第40条（支部役員）

支部には、次の役員をおく。

- 1、 支部委員長 1名
- 2、 支部副委員長 若干名
- 3、 支部書記長 1名
- 4、 支部委員 若干名

なお、実情に応じて支部書記次長をおくことができる。

②支部役員の任期、欠員補充、解任については、第29条、第31条、第32条に準ずる。ただし、代議員は組合員に読み替える。

第41条（支部委員会）

支部は、執行機関として支部委員会を設置する。支部委員会は、支部大会で選出される支部委員、支部委員長、支部副委員長、支部書記長および中央執行委員で構成する。

②支部委員会は、大会で決定された方針、中央執行委員会の方針・決定及び支部大会で決定された方針に基づき、その任務を遂行する。

③支部委員会は、必要に応じて、係を任命する。

第42条（招集および開催）

支部委員会は、支部委員長または中央執行委員会が招集し、原則として月1回以上の定例会議を開催する。また、支部委員長または中央執行委員会は、当該支部委員の3分の1以上の要求があれば、随時支部委員会を開催しなければならない。

第43条（権限）

支部委員会は、次の各号における事項について権限を有する。

- 1、 中央執行委員会から委譲された交渉権限の範囲で、支部組合員を代表し協議・交渉を行うこと。
- 2、 支部活動の企画立案を行うこと。
- 3、 中央執行委員会の承認に基づき、大会へ議案を提出すること。
- 4、 大会および支部大会の決定事項を執行すること。
- 5、 中央執行委員会の承認に基づき、支部組合員に対し指示・通達等を発すること。

6、 その他必要な事項。

第44条（報告の義務）

支部委員会は、支部の決定事項、組合員の意見等について、中央執行委員会に随時報告しなければならない。

②支部の活動内容は、大会および支部大会で報告する。

第四章の六 分会

第45条（分会の性格と構成）

分会は広く意見を参集できる場として機能することを主たる目的とし、意思決定機関として活動する基礎的な単位である。よって分会は、その性質から当該組合員の全員を持って構成する。

②分会は、2名以上の組合員で構成する。分会編成の詳細については、中央執行委員会が決定し、大会に報告する。

③分会には、分会長1名と、その他必要に応じて係をおく。なお分会長が中央執行委員、支部委員を兼任することは、別段の理由のない限り認められる。

④分会は、分会長が招集し、原則として年3回開催することとする。なお、必要に応じ年3回を超えて開催することができる。

⑤分会は、支部大会、支部委員会の提起にもとづいて活動し、分会の意志を正しく支部大会、支部委員会に反映させなければならない。また同時に分会内の自発的活動を促進させるようにしなければならない。

⑥分会は必要に応じて、班を作ることができる。班は、組合員の意志を分会に反映させる。

第四章の七 専門部と専門委員会

第46条（専門部・専門委員会）

中央執行委員会のもとに専門部・専門委員会を設置することができる。

第五章 同盟罷業（ストライキ）

第47条（ストライキ権の確立および執行）

ストライキ権の確立は、代議員の直接無記名投票により、全代議員の過半数の同意を必要とする。

②ストライキの開始および終結は、中央執行委員会で決定する。

第六章 会計

第48条（会計規定）

この組合の会計管理は、会計規定により別途定める。

第49条（財政）

組合会計の財政は、組合費、臨時組合費、寄付金、雑収入をもってこれにあて、事業経営の要する資金は、借入金または組合員の出資金によることができる。

第50条（組合費）

組合費は、次のとおりとする。

1、 月例賃金の1.7%（正規労働者）、1.0%（非正規労働者）

- 2、一時金の1.0%（正規労働者）、1.0%（非正規労働者）
- 3、その他大会決議による臨時組合費

第51条（公開義務）

全ての財源、および使途、主要な寄付者の氏名ならびに経理状況を示す会計報告は、少なくとも毎年1回組合員に公表しなければならない。

第52条（会計年度）

この組合の会計年度は、7月1日から翌年の6月30日までの1年間とする。

第53条（会計実務および責任）

会計実務は書記長がおこない、少なくとも年2回は会計監査が実査する。会計責任は中央執行委員長にある。

第54条（支部財政）

支部財政は、第49条、第50条、第51条に準じて管理・運営を行う。ただし、支部委員会の確認のもと、支部書記長は会計担当者に実務を命ずることができる。

第六章 組合の解散

第55条（解散）

この組合の解散する場合は、組合員による直接無記名投票により、全組合員の4分の3以上の支持を得ることを必要とする。

第七章 付則

第56条（規約の解釈）

この規約に定めていないことおよび規約の解釈に疑義を生じた場合は、全国生協労働組合連合会（生協労連）の規約・規定に基づき中央執行委員会が処理し、大会において事後承認を受けるものとする。

第57条（規約の執行）

この規約は、2012年7月30日より執行する。

2012年7月30日	執行
2012年9月21日	一部改定
2013年2月8日	誤植訂正報告
2016年7月31日	一部改定
2017年7月30日	一部改定
2018年9月8日	一部改定
2019年7月28日	一部改定
2020年8月8日	一部改定
2021年8月7日	一部改定